

議案第53号

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年小松島市条例第54号）の一部を別紙のように改正する。

令和3年6月10日提出

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年小松島市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「7月3日」を削り、同条第3号中「9月29日」を削り、同条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とする。

第3条第1項中「は、次に掲げる各号の事項についてその権限を行うもの」を「の所掌事項は、次のとおり」に改め、同項第1号及び第2号中「に規定する審査請求に関する審査」を「の規定による諮問に応じ調査審議を行い、答申をすること。」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条第1項中「審査の」を「その」に改め、同条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

第10条第1項中「審査を」を「所掌事項を」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「申出」を「申立て」に、「口答」を「口頭」に、「、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる」を「なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

第11条に次の2項を加える。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第11条を第10条とする。

第12条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第1項前段中「及び参加人」を「等」に、「又は写し」を「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。））にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面」に改め、同項後段及び同条第2項中「写しの」を削り、同条を第11条とする。

第13条を第12条とし、第14条中「実施機関に対し」を「第3条第1項第1号又は第2号の」に、「等」を「及び参加人」に改め、同条に次の1項を加える。

2 審査会は、第3条第2項の規定による答申をしたときは、その内容を公表するものとする。

第14条を第13条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り上げる。

第18条中「第15条」を「第14条」に改め、同条を第17条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。